

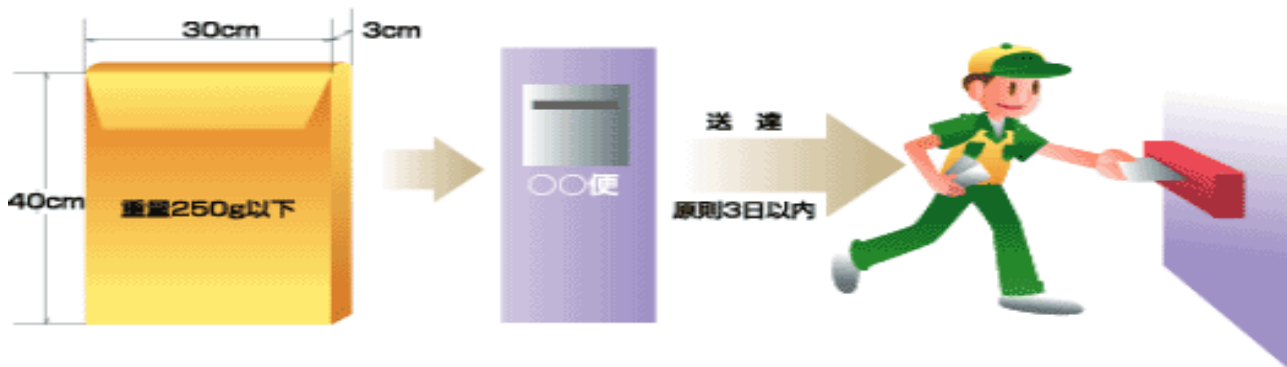
信書便事業の種類

I 一般信書便事業（全国全面参入型）

一般信書便役務を含む信書便の役務を提供する事業をいいます。

○ 一般信書便役務とは、

- 1 長さ、幅及び厚さがそれぞれ 40cm、30cm 及び 3cm 以下であり、重量が 250g 以下の信書便物を送達する役務
- 2 国内において差し出された日から原則 3 日以内に信書便物を送達する役務



II 特定信書便事業（特定サービス型）

次のいずれかに該当する信書便の役務（特定信書便役務）のみを提供する事業をいいます。

○ 特定信書便役務とは、

- 1 長さ、幅及び厚さの合計が 90cm を超え、又は重量が 4kg を超える信書便物を送達する役務



- 2 信書便物が差し出された時から 3 時間以内に当該信書便物を送達する役務



- 3 その料金の額が 1,000 円を下回らない範囲内において総務省令で定める額※を超える信書便物を送達する役務



※ 引受地及び配達地のいずれもが国内にある信書便の役務の料金の額は千円、引受地又は配達地のいずれかが外国にある信書便の役務の料金の額は重量及び配達地に応じて異なります。